



高金利通貨ファンド

追加型投信／海外／債券

分配金に関するお知らせ

当ファンドは、第189期決算（2024年2月8日）において、基準価額の水準、市況動向等を勘案し、分配金額を15円（1万口当たり、税引前）といたしました。

設定来分配金実績（1万口当たり、税引前）

第1期（08.06）～ 第34期（11.03）	第35期（11.04）～ 第42期（11.11）	第43期（11.12）～ 第54期（12.11）	第55期（12.12）～ 第188期（24.01）	第189期（24.02）	設定来累計分配金
各85円	各50円	各30円	各20円	15円	6,345円

※分配金実績は、1万口当たりの税引前分配金を表示しています。

※運用状況によっては分配金が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。上記は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

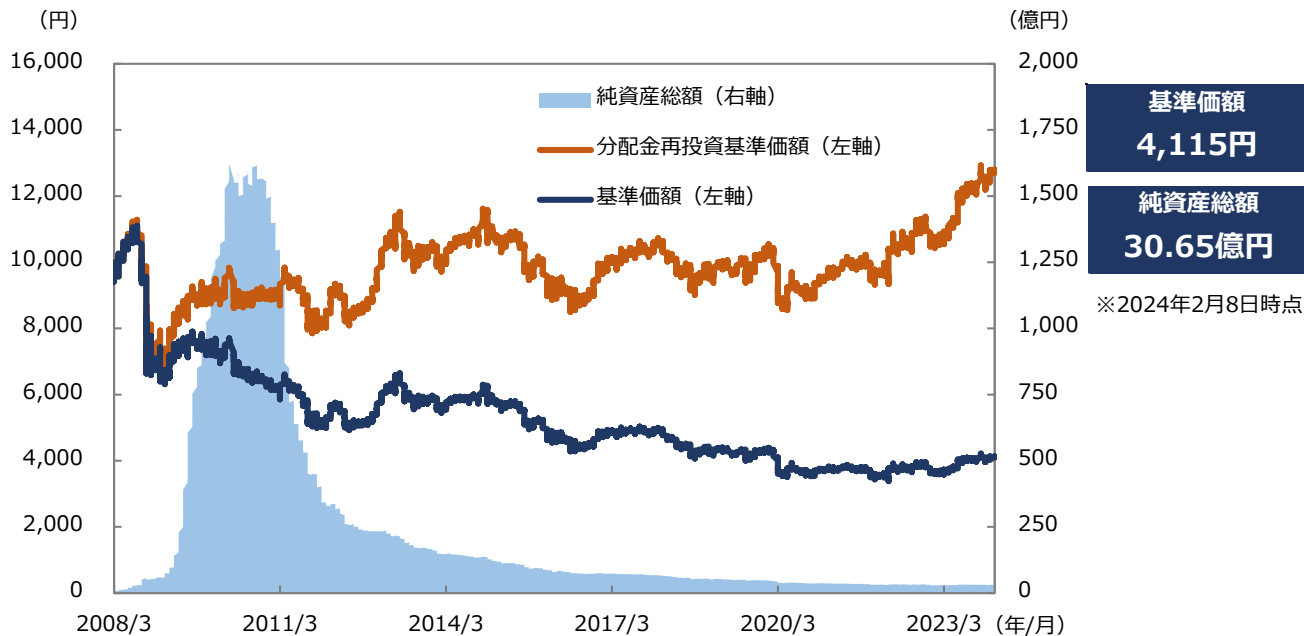
騰落率（分配金再投資基準価額） 基準日：2024年2月8日

1か月	3か月	1年	3年	5年	10年	設定来
1.68%	0.85%	21.59%	31.22%	29.59%	27.43%	27.91%

※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。

※各期間は、基準日から過去に遡っています。また設定来の騰落率については、設定当初の投資元本をもとに計算しています。

運用実績



※期間：2008年3月13日（設定日前営業日）～2024年2月8日（日次）

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※基準価額は設定日前営業日を10,000円として計算しています。

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※6ページの「当資料のお取り扱いについてのご注意」をご確認ください。

当ファンドは、主として海外の債券にマザーファンドを通じて、または直接投資します。組み入れた債券の値動きや信用状況の変化、為替相場の変動などの影響により基準価額が変動しますので、これにより投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

ファンドの特色(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)
1. 新興国を中心とする世界の高金利通貨建債券に、主としてグローバル高金利通貨マザーファンドを通じて分散投資を行います。

- ◆当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。
- ◆新興国を中心とする世界の国の中から、主として地域分散と金利水準の観点により選定した複数の通貨建ての債券に実質的に分散投資を行います。
- ◆通貨配分は、北米・中南米、欧州、アジア・オセアニア、中東・アフリカの4地域について、それぞれ25%程度とすることを基本とします。各地域内における通貨配分は、金利水準や金利・為替動向、流動性などを勘案して決定します。
※流動性の低下、市場規模の縮小、通貨制度の変更などにより、各地域に対する通貨配分比率を25%程度にできない場合があります。
- ◆外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2. 国際機関債や政府機関債、州政府債を中心とする信用力の高い債券に実質的に投資します。

- ◆投資する債券は、国際機関債、政府機関債、州政府債を中心とし、AA/Aa2格以上の信用格付け※を付与されているものに限定することで信用リスクの低減を目指します。
 - ・国際機関債…主に全世界または特定地域の経済発展のために設立された機関が発行する債券です。複数の先進国が中心となって出資・運営・監督しているため、極めて高い信用力を有しています。
 - ・政府機関債…各国の政府関連機関が発行する債券です。中央政府の保証が付与されているものは政府保証債と呼ばれ、その国の中央政府と同等の信用力を有しているものとみなされています。
 - ・州政府債…各国の州政府が直接または財務公社などを通じて発行する債券です。
- ※取得時において、S&Pグローバル・レーティングまたはムーディーズ・インベスターズ・サービスのいずれかより当該信用格付けを付与されているものとします。
- ◆組入債券の平均残存期間は1～3年程度とし、金利変動リスクの低減を目指します。
- ◆債券の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

3. 原則として、毎月8日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。

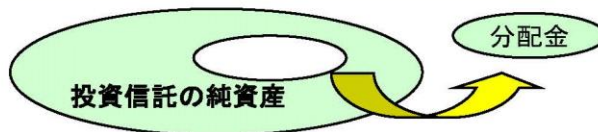
- ◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
 - ◆分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を基礎として安定した分配を行うことを目標に決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
 - ◆上記にかかる分配金額のほか、分配対象額の範囲内で基準価額水準や市況動向などを勘案して委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ◇運用状況により分配金額は変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

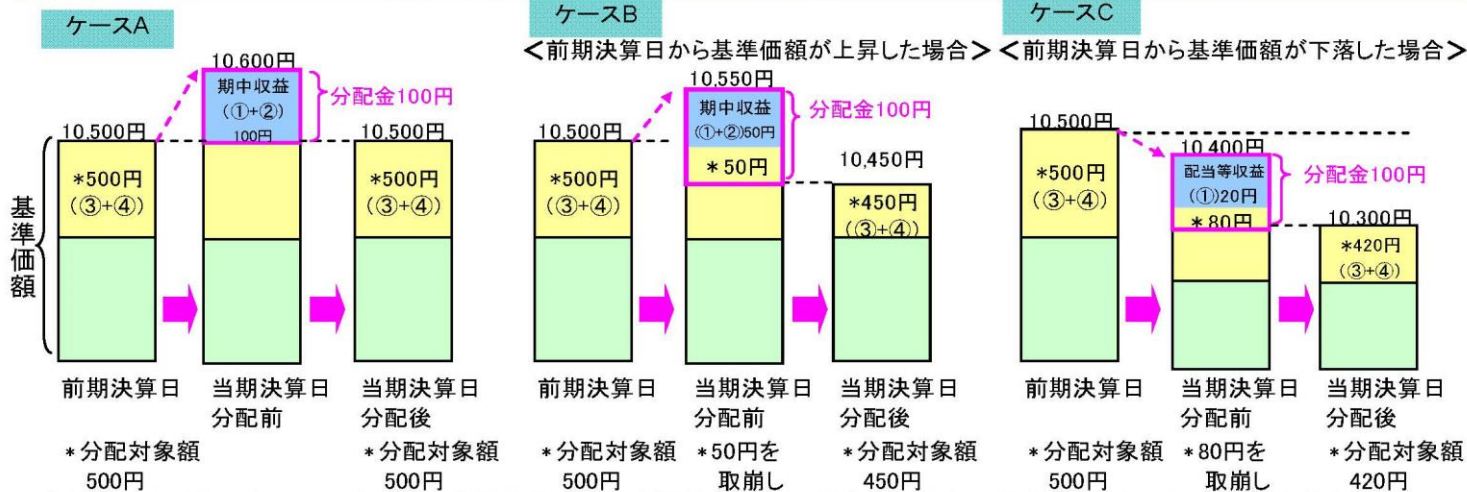
分配金額と基準価額の関係(イメージ)

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円 = 100円

ケースB: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円 = 50円

ケースC: 分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円 = ▲100円

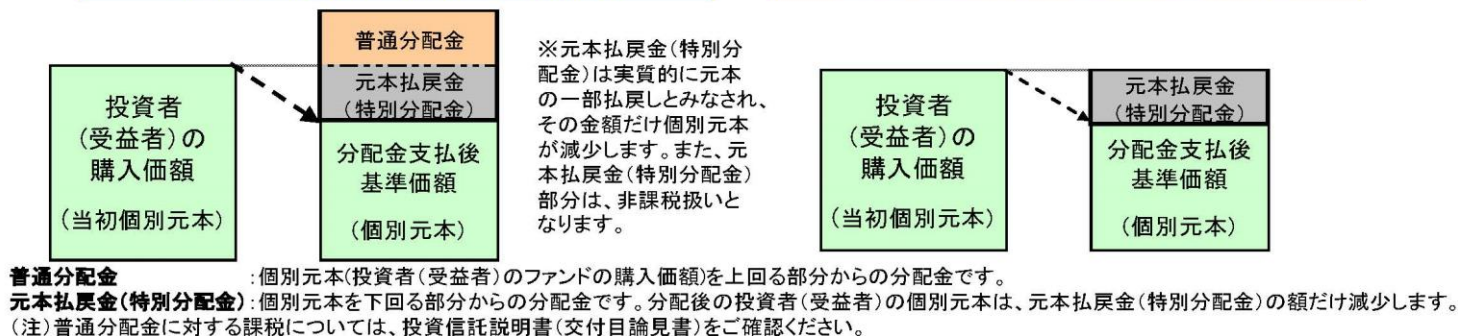
★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



主な投資リスクと費用（くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください）

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

為替変動リスク	外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、当ファンドは新興国通貨建証券に実質的に投資を行うことから、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。
金利変動リスク	公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
信用リスク	公社債などの信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該公社債などの価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
カントリーリスク	投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。 一般に新興国市場は、先進国市場に比べて規模が小さく、流動性も低く、金融インフラが未発達であり、様々な地政学的問題を抱えていることから、カントリーリスクはより高くなる可能性があります。
流動性リスク	有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

当ファンドへの投資に伴う主な費用は購入時手数料、信託報酬などです。

費用の詳細につきましては、当資料中の「ファンドの費用」および投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

お申込みメモ(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドン証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みを取り消す場合があります。
信託期間	無期限(2008年3月14日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・受益権の総口数が5億口を下回った場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎月8日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。なお、2024年1月1日以降は、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※原則、収益分配金の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。

ファンドの費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

下記の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

●投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 3.3%(税抜3.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.1% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.1%(税抜1.0%) ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

投資信託ご購入の注意

投資信託は、

- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、主に国内外の株式、公社債および不動産投資信託などの値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をします。市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

◆ファンドの関係法人◆

<委託会社>アセットマネジメントOne株式会社
 [ファンドの運用の指図を行う者]
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
 加入協会:一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会
 <受託会社>三井住友信託銀行株式会社
 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]
 <販売会社>販売会社一覧をご覧ください

◆委託会社の照会先◆

アセットマネジメントOne株式会社
 コールセンター 0120-104-694
 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時)
 ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

販売会社（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

○印は協会への加入を意味します。

2024年2月9日時点

商号	登録番号等	日本証券 業協会	一般社団 法人日本 投資顧問 業協会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	一般社団 法人第二 種金融商 品取引業 協会	備考
PayPay銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長（登金）第624号	○		○		
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長（登金）第649号	○	○	○		
株式会社北洋銀行	登録金融機関 北海道財務局長（登金）第3号	○		○		
株式会社京葉銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第56号	○				
アーク証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1号	○				
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3283号	○	○		○	
リーディング証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第78号	○				
永和証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第5号	○				
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○		○	○	
岡安証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第8号	○				
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第53号	○	○	○	○	
岡地証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第5号	○	○			
木村証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第6号	○				
Jトラストグローバル証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第35号	○				
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第15号	○	○	○		
寿証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第7号	○				
静銀ディーエム証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第10号	○				
新大垣証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第11号	○				
立花証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第110号	○		○		
大山日ノ丸証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第5号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	
西村証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第26号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○	
ばんせい証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第148号	○				
三木証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第172号	○				
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第199号	○				
三田証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第175号	○				
三豊証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第7号	○				
株式会社関西みらい銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第7号	○		○		※1
株式会社北日本銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第14号	○				※1
株式会社東和銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第60号	○				※1
株式会社沖縄海邦銀行	登録金融機関 沖縄総合事務局（登金）第3号	○				※1
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第24号	○	○			※1
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第94号	○	○	○	○	※1
北洋証券株式会社	金融商品取引業者 北海道財務局長（金商）第1号	○				※1
むさし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第105号	○			○	※1
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第121号	○			○	※1
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○	※1
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第20号	○				※1
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第169号	○				※1

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。

○印は協会への加入を意味します。

商号	登録番号等	日本証券 業協会	一般社団 法人日本 投資顧問 業協会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	一般社団 法人第二 種金融商 品取引業 協会	備考
株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券）	登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号	○		○		
株式会社北洋銀行（委託金融商品取引業者 北 洋証券株式会社）	登録金融機関 北海道財務局長（登金）第3号	○		○		※1
株式会社イオン銀行（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	登録金融機関 関東財務局長（登金）第633号	○				
株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号	○		○		

- その他にもお取扱いを行っている販売会社があります。
また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
<備考欄について>
※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。
※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。
※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

（原則、金融機関コード順）

240122JS118255ファンド通信

この資料は情報提供を目的として作成したものであり、特定の商品の投資勧誘を目的として作成したものではありません。投資判断の最終決定は、お客様ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

むさし証券の概要

商 号 等 : むさし証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号

加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

リスクについて

- ◎ 国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券(上場有価証券等)の売買等に当たっては、株式相場、金利水準等の変動や、投資信託、投資証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品等(裏付け資産)の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格等が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ◎ 上場有価証券等の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者等の業務や財産の状況等に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ◎ 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。
- ◎ 上場有価証券等が外国証券である場合、為替相場(円貨と外貨の交換比率)が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外国証券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外国証券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- ※ 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。
- ※ 新規公開株式、新規公開の投資証券及び非上場債券等についても、上記と同様のリスクがあります。

手数料等諸費用について

当社取り扱いの商品等にご投資いただく場合

各商品毎の所定の手数料をご負担いただく場合がありますが、商品毎に異なるため、ここでは表示することができません。

また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

投資信託につきましては、手数料の他、信託報酬等・その他の費用(監査費用、運営・管理費用等)等を御負担いただきますが、これらの費用等は、事前に計算できませんので表示しておりません。

当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。

【広告審査済】